

石運輸第367号の2
令和8年8月26日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

公 示

公示第 4 1 号

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の一部改正について

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」（令和 8 年 7 月 2 2 日付け公示第 3 3 号）
を別紙のとおり一部改正する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

新	旧
公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 <u>別表</u>「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。 <u>附 則（令和 8 年 8 月 2 4 日付け公示第 4 1 号で一部改正）</u> <u>1. 本公示は、令和 8 年 8 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。</u>	公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 <u>別表</u>「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について（令和８年７月２２日公示第３３号）新旧対照表別表

新			旧		
別 表			別 表		
対象地域及び導入可能台数			対象地域及び導入可能台数		
管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数	管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数
新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の２割まで	新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の２割まで
	柏崎市Ａ	営業所の配置台数の５割まで		柏崎市Ａ	営業所の配置台数の５割まで
長野	飯田市Ａ	営業所の配置台数の５割まで	長野	飯田市Ａ	営業所の配置台数の５割まで
	飯田市Ｂ、下伊那郡	営業所の配置台数の５割まで		飯田市Ｂ、下伊那郡	営業所の配置台数の５割まで
石川	<u>金沢交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>	※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。		
	<u>南加賀交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>輪島市、珠洲市、鳳珠郡</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>七尾市、鹿島郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
	<u>羽咋市、羽咋郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域</u>	<u>営業所の配置台数の５割まで</u>			
※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。					